

令和2年第3回定例会議事日程（第2号）

令和2年9月4日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第57号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第58号 吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第60号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第61号 令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第62号 令和元年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第63号 令和元年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第64号 令和元年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 報告第5号 令和元年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第11 報告第6号 令和元年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第7号 令和元年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第13 議案第65号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第14 議案第66号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第67号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第68号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第69号 教育委員会委員の任命について

令和2年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和2年9月4日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月4日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	子育て健康課長	石丸 貴之
教 育 長	皆尺寺敏紀	建 設 課 長	赤尾 慎一
未来まちづくり課長	和才 薫	地域振興課長	軍神 宏充
総務財政課長	瀬口 直美	上下水道課長	奥家 照彦
住 民 課 長	永野 公敏	教 務 課 長	別府 真二
税 務 課 長	小原 弘光	監 査 委 員	守口賢二郎
会 計 管 理 者			
福祉保険課長	守口 英伸		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
書 記	小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。今日は第2日目であります。職員の皆さんも白で統一していただいております。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、角畑議員、向野議員、2名を指名いたします。

日程第2. 議案第57号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第57号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、御説明をいたします。

議案書2ページ、併せて資料ナンバー1、新旧対照表1ページを御覧ください。

吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。町長部局の附属機関として新たに吉富町地域包括支援センター運営協議会を設置するものでございます。

吉富町附属機関に関する条例（昭和46年条例第120号）の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

新旧対照表を御覧ください。

別表の末尾に加えるものでございます。附属期間の属する執行機関は町長。附属機関の名称は吉富町地域包括支援センター運営協議会。担当事務は、地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関する事項について協議するためでございます。附則、この条例は公布の日から施行する。

地域包括支援センター運営協議会は、介護保険法施行規則の規則に沿って市町村に置かれる附属機関でございます。担任する事務は、ここに記載しているとおり、包括支援センターの行う業務の評価を行って、意見を述べ、包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保と地域包括ケアシステムの構築を推進するものでございます。

委員の構成といたしましては、包括支援センターの公正、中立性を確保する観点から、医師会、

歯科医師会、県保健福祉環境事務所、社会福祉協議会、民生委員、町内福祉施設の関係者から組織をしたいと考えております。なお、本町地域包括支援センターは、本年4月から老人福祉センターに事務所を移し、同センター内にある社会福祉協議会と連携し、介護予防事業、日常生活支援事業を展開しています。さらに、来年4月を目標に包括支援センターを社会福祉協議会に業務委託し、一層の連携の下、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制づくりを構築したいと考えております。この社会福祉協議会への業務委託に関しましても、より連携が図られるようこの運営協議会に御意見を頂きたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をし「議長」との発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願い致します。

本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。

今、附属機関に関する条例の改正について1点お聞きしたいと思います。

この協議会を、今この時期に設置する理由、例えば法律の中でこれが必要なのかどうかとか、例えばちょっと説明ではあったけど、来年の4月に向けて必要なのか、もしくは、4月に今回移転したときに必要はなかったのか、この辺だけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 先ほど御説明の中でも申し上げましたが、これは介護保険法の施行規則に沿って設置するものでございますので、市町村にはこれが必要だということでございます。今回設置がありませんでしたので改めて設置をするものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今のちょっと聞いたんで、それで、今までなかった、なくてよかったのか、それとも今からやっぱり必要なのかどっちなのか、その辺だけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今まで運営がスムーズにいておりました。これから、やはり中立性、公平性というのをより一層求められてきますので、今回つくと、設置するというもの

でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 中身、内容なんですけども、この協議会の会議っていうですかね、これは定期的にかかれるものなんですか、それとも不定期なのか、定期的であるのならば、どういう時期にかかれるものなのか。

それと、もう一つ、協議会になるんですけれども、何らかの権限みたいなのがあったら、そのこともお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） この担当事務にございますように、センターの設置、運営及び評価に関することというものがございますので、最低年に1回は開かなければいけないというふうに思っております。そのほかに、そういった特別な案件があったら、その都度開く必要があるというふうに思っております。

権限でありますけども、やはり、包括支援センターを監視するといえますか、評価しますので、そういった強い権限、従わなければいけないというようなこととなりますので、町としてありますので、権限はこの委員会にはあるというふうに思っております。法の施行規則に基づいた設置でございますので、そういった権限があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 最後に、もう一個だけいいですか。さっきこの協議会の組織する委員の人の説明をちょっと聞いたんですけど、その中で社協の方が入ってなかったような感じがしたんですけど、社協に業務委託するっていうことは、社協にも関係するんで社協の会長とかそういう方がこの委員には入らなくていいんか、もしくは、オブザーバーみたいな形で入るのか、ここだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 先ほどの説明の中では、社会福祉協議会というふうに申し上げております。（「あ、ほんと」「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第57号は、会議規則第39条第3項

の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第58号 吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第58号吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） それでは、御説明いたします。

議案書4ページ、新旧対照表2ページを併せて御覧ください。

吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例でございます。老人福祉センターの名称を地域高齢者の福祉増進施設として、時代に合った親しみと安らぎを感じる名称に変更するものでございます。吉富町老人福祉センター設置条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。吉富町住民福祉センター設置条例。老人という言葉は、時代にそぐわないため住民福祉センターに改めるものでございます。

第1条中、「老人」を「高齢者」に改め、同条中、目的として老人福祉センター（以下、老人センターという。）を目的とした老人福祉センターとして、吉富町住民福祉センター（以下、センターという。）に改める。吉富町住民福祉センターと名称を改めますが、この施設はあくまでも老人福祉法に基づく老人福祉センターとして、高齢者の福祉を増進するための施設であると定義をするものでございます。

第2条中、「老人センター」を「センター」に改め、同条第1項中「吉富町老人福祉セン

ター」を「吉富町住民福祉センターひだまり」に改め、同条第2項中、旧字体の「廣津641番地の1」を、現在使用している「広津641番地1」に改める。吉富町老人福祉センターの名称を「吉富町住民福祉センターひだまり」に変更するものでございます。

次、第3条中、「老人福祉センター」を「センター」に改める。附則第1項、この条例は令和2年10月1日から施行する。

第2項といたしまして、吉富町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

別表、屋外放送受信施設の項中、「老人福祉センター局」を「住民福祉センター局」に改めるものでございます。

なお、この名称「吉富町住民福祉センターひだまり」と決定するに当たりましては、老人福祉センターに事務所がある吉富町社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員、そして役場福祉保険課の職員が数個の候補名を考え、役場未来まちづくり課の職員の意見を聴いた上で決定をいたしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これも即決案件なんでね、簡単にお聞きしたいで、一気に3個聞くけどちょっと教えてください。

先ほど言った「老人」を「高齢者」という名称にするのに、法的に何か問題があるのかなってというのが……。

もう一つ、「ひだまり」という名前をつけるそうなんですけど、これ「ひだまり」ってどういう意味なんかなって思って、グーグルでググって見たんですけどね、この近辺だけで10か所施設が出てくるのね。近くは豊前市の障害者施設で、あとは中津、小祝の食事処とかデイケア施設とか出てくるけえいいんかなっちゃうのがちょっと1点ね。

もう一つね、センターというっちゃう形になっているので、今まで「あいセン」は「あいあいセンター」、「子育て支援センター」は「子育て支援センター」、でもここはただの「センター」っちゃう呼び名でいいんかな。何か通称としてはどうかな、「ひだまりセンター」とか何かそういうのがあるか、その3つを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 高齢者というふうに変えるかという法的なものですけどという

質問ですけど、いまだに老人福祉法というふうな名称となっておりますので、特に「老人」を「高齢者」に変えなさいという法的なものはございません。

2点目、「ひだまり」という名称についてですが、私たちも一応調べました。近くにそういったものがないかというのを調べたんですが、他の候補、数個候補があったんですが、その候補を見てもやっぱりあるんですね、どこにもいっぱい施設がありますので、どうしてもこの親しみと安らぎを得られるような名前というのは、いろんなどころがつけているんですね。その中で、吉富町のあの場所でひだまりというのは、非常にいいなというふうに私たちは思ったものですから、今回「ひだまり」というふうに決定をさせていただきました。

あと、この条例上の「センター」、これはあくまでも条例上の中で「センター」と呼ぶと、条例の中で、次の文章を指す場合に「センター」と呼ぶということを指し示しているだけでありまして、あくまでも、吉富町住民福祉センターひだまりという「ひだまり」という名称を親しんでいただきたいというふうに思っております。

以上です。（「通称ひだまり」「ひだまりです」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 名称変更について大変いいことだと、意見を言われたいんですけど、そういう思考は持っているんですけど、優秀な職員の方々に決めるのも結構なことなんですけれども、広く町民にね、名前について、今から老人に、高齢の時代になるので、若きも含めて関心を持ってもらうためにも、またこれから老人の域に入っていく人たちのよりどころになってもらうためにも、広く意見を求めるというような考えはなかったでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今回の名称を決めるに当たりましては、やはり職員が愛情を持ってあの施設を使いたい、住民の方に使っていただきたいという思いもありまして、ぜひ職員でつくりたいというふうに思って、私たち職員が候補を考え、職員で決定をしたというものでございます。住民の皆さんに聞くというのも一つの方法だと思いますけども、職員で決めるというのも一つの方法かなというふうに思って、そういうふうにさせていただきました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 「ひだまり」の名前なんですけど、ちょっと私の記憶で今回調べたわけじゃないんですけどね、町がやっているあいあいセンターかなんかでやっている表示の中で、精神障害者の方が月に1回集まって料理とかされる、その俗称というんですかね、愛称がひだまりじゃないかと思うんですね、それとの関係がちょっと気になったんです。その辺はどのようなお考えなんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 私たちもそれ気になって、あいあいセンターの職員とも協議をいたしました。同じ名前なんですけども、それはその一つであって、高齢者の施設もひだまりというものがあっても、別にいいんじゃないかということが結論的になりまして、ひだまりという——ひだまりという言葉がいいなというふうにみんな感じたものですから、あるんですけどもあえて、ひだまりという名前にさせていただきました。（発言する者あり）

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） となると、既に「ひだまり」ということで活動していらっしゃる方たちが、それで納得していらっしゃるということなんですね。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） あいあいセンターの職員とは協議をいたしましたが、私が直接その団体の人とは、すみません、しておりません。あいあいセンターの職員におまかせをしたというような形になっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっとね、1点、先ほどの質問で聞いたひだまりの話になって、職員のみんなで考えたと言ったんで、公募したらどうかとかいう人もいらっしゃるんですけど、職員というのは、ここで携わっている社協とか、包括の職員たちも入って皆さんで考えたということでもいいかね、そこだけ確認させてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 先ほど説明いたしましたように、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員、役場の福祉保険課の職員がまず考えました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどちょっとお聞きした内容なんですけれども、本当にごく少数の方たちだとは思うんですけれども、やはり長年にわたって、そこでその名前の下で活動していらっしゃる、そういう人たちの気持ちに配慮して、まだその確認は取れていないということでしたので、ぜひ理解を求める行動をしていただきたいということを申し添えて賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） このたびの議案につきましては、ユニバーサルデザインといったところの解釈をしております。よって、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第59号 令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5. 議案第60号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6. 議案第61号 令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 議案第62号 令和元年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8. 議案第63号 令和元年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第9. 議案第64号 令和元年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。日程第4、議案第59号から日程第9、議案第64号までの6議案を一括議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第59号令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第64号令和元年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題にいたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 令和元年度吉富町歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象、（1）令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（2）令和元年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（3）令和元年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（4）令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（5）令和元年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。（6）令和元年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。（7）基金の運用状況。

2、審査終了期日、令和2年8月26日。

各会計について、決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納書類を照査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定した。

また、基金の運用状況については、その目的に従って適正かつ効率的に運用され、計数及び証票書類、貯金証書ともに合致しており、正確であることを認めた。令和2年9月1日。吉富町監査委員矢岡匡、同守口賢二郎。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございました。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） それでは、本町の各会計の令和元年度決算について、お手元の決算の概要により説明を行います。

1ページをお願いいたします。

この表は、一般会計及び特別会計の決算について記載しています。各会計の合計歳入決算額は45億7,792万2,790円、合計歳出決算額は42億3,483万7,548円、繰越事業費繰越財源は1,545万7,000円。差引き残高は3億2,762万8,242円となっています。

2ページをお願いいたします。令和元年度一般会計決算の概要を説明いたします。

1、概要、(1) 予算額です。当初予算額30億5,300万円、補正予算額4億6,991万7,000円、平成30年度からの繰越事業費繰越額は9,800万円、予算現額36億2,091万7,000円であります。

(2) 決算額です。歳入額36億5,202万9,121円、歳出額33億2,406万2,324円、歳入歳出差引き残額3億2,796万6,497円となり、この中から財政調整基金条例の規定に基づき1億6,000万円の決算積立てを行いましたので、令和2年度への繰越額は1億6,796万6,797円であります。

なお、その中には繰越明許費繰越額1,545万7,000円が含まれております。

(3) は、最近5か年度の決算額の状況です。

2、歳入、(1) 歳入の決算額です。予算現額36億2,091万7,000円、調定額37億533万9,899円、収入済額36億5,202万9,121円、不納欠損額174万2,427円、収入未済額は5,156万8,351円であります。不納欠損額及び収入未済額の内訳は、備考に記載しているとおりであります。

(2) は、歳入決算額の科目別内訳で、令和元年度と平成30年度を比較したものであります。

3ページをお願いいたします。

3、歳出、(1) 歳出の決算額です。予算現額36億2,091万7,000円、歳出済額33億2,406万2,324円、執行率は91.8%、不用額1億5,018万8,676円、繰越明許費1億4,666万6,000円であります。

(2) は歳出決算額の科目別内訳で、3ページから4ページに記載しております。備考欄の不用額等の内訳につきましては、目ごとに100万円以上の不用額及び繰越明許費について記載しております。

4ページをお願いします。

(3) は歳出決算額の性質別内訳で、令和元年度と平成30年度を比較したものであります。

5ページをお願いいたします。

4、町民の負担状況であります。これも令和元年度と平成30年度を比較したもので、令和元年度の歳入総額に対する町民負担の割合は14.63%で、平成30年度と比較し、1.07%減少しております。

5、町債の現在高です。前年度末現在高の合計額は33億6,284万6,000円で、今年度中に新たに普通債1億8,930万円、臨時財政対策債8,206万9,000円の合計2億7,136万9,000円を起債して、合計2億4,372万5,000円を償還したことにより、今年度末現在高の合計額は33億9,049万円となっています。これにつきましては、昨年度

より2,764万4,000円増加しております。

6ページをお願いいたします。

6、町有財産の状況であります。土地は、令和元年度中に850平方メートル減少し、今年度末は34万6,004平方メートルであります。減少の理由は、令和元年度から下水道事業が公営企業による事業となったため、汚水中継ポンプ場用地が町の所有ではなくなったことでもあります。

建物は、令和元年度中に927平方メートル減少し、本年度末は3万1,135平方メートルであります。減少の理由は、土地と同じ理由であり、汚水中継ポンプ場224平方メートル、それと、クリーンセンター703平方メートルが町の所有ではなくなったことでもあります。

車両は、令和元年度中に1台の増で、今年度末は28台であります。

一般会計に属する基金は、年度中に3,024万1,000円減少し、今年度末の基金合計額は23億1,384万7,000円であります。増加した基金は、財政調整基金など509万8,000円、ふるさと吉富まちづくり応援基金が266万2,000円で、その他の基金の利息積立てが合計で24万9,000円ありました。

一方、減少した基金は、人材育成基金で826万5,000円の減、公共下水道事業基金、そちらが2,998万5,000円の減となっております。備考欄には、各基金の令和2年3月31日現在高を記載しております。

続きまして、権利は、令和元年度中に、株式会社ツクローネ吉富への出資金1,000万円が増加し、本年度末は3億7,268万5,000円あります。債権の増減はありませんでした。

7は一部事務組合の財産の状況であります。下から2番目、京築広域市町村圏事務組合では、旧西部分署跡地の売却に備え、前年度より土地が552平方メートル、建物が164平方メートル減少しております。一番下の京築地区水道企業団では、横瀬浄水場の新設により、前年度より建物が2,627平方メートル増加しております。

7ページ、8ページは、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフで表したものであります。

9ページお願いします。

続きまして、国民健康保険特別会計決算の概要であります。

1、概要、(1) 予算額です。当初予算額7億7,343万円、補正予算額3,576万円、予算現額8億919万円あります。

(2) 決算額です。歳入額7億9,594万460円、歳出額7億8,967万9,676円、歳入歳出差引き残額626万784円。この中から、保険給付費支払準備基金条例の規定に基づき、160万円を基金積立てをし、翌年度への繰越額は466万784円あります。

(3) は、最近3か年度の決算額の状況を記載しております。

続きまして、2、歳入、(1)歳入の決算額であります。予算現額8億919万円、調定額8億1,989万9,588円、収入済額7億9,594万460円、不納欠損額238万4,100円、収入未済額2,157万5,028円であります。

(2)歳入決算額の科目別内訳で、令和元年度と平成30年度を比較しものであります。

10ページをお願いいたします。

3、歳出、(1)歳出の決算額です。予算現額8億919万円、支出済額7億8,967万9,676円、執行率97.59%、不用額1,951万324円で内訳は備考に記載しているとおりであります。

(2)歳出決算額の科目別内訳で、令和元年度と平成30年度を比較したものであります。

続きまして、4、被保険者の負担状況であります。令和元年度と平成30年度を比較したもので、令和元年度の歳入総額に対する被保険者負担の割合は、15.02%であります。

続きまして、5、基金です。保険給付費支払準備基金は、年度中に取崩しはなく1,503万1,107円を積み立て、今年度末現在高は1億4,516万4,143円であります。高額療養資金貸付基金は、年度中の増減はなく、今年度末現在高は、原資額の350万円であります。

続きまして、6、債権。これにつきましては、該当がありません。

11ページをお願いいたします。

続きまして、奨学金特別会計決算の概要であります。

1、予算額です。当初予算額2,492万円、補正予算額マイナス162万5,000円、予算現額2,329万5,000円であります。

続きまして、2、決算額です。歳入額2,330万4,670円、歳出額1,701万1,183円、歳入歳出差引き残額629万3,487円で、この金額が全額翌年度への繰越額となります。

続きまして、3、歳入の決算額であります。科目ごとの予算現額と歳入済額、差引き増減を記載しております。

続きまして、4、歳出の決算額は、科目ごとの予算現額と支出済額、不用額を記載しております。

続きまして、5、基金であります。奨学金基金は、年度中に新規の積立て1,290万円、利息分の積立て3万5,250円の合計1,293万5,250円の増で、年度末現在高は7,301万1,663円となっております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

1、予算額です。当初予算額1億1,031万9,000円、補正予算額83万8,000円、

予算現額1億1,115万7,000円であります。

続きまして、2、決算額です。歳入額1億664万8,539円、歳出額1億408万4,365円、歳入歳出差引き残額256万4,174円で、この金額は翌年度への繰越額となります。

続きまして、3、歳入の決算額です。科目ごとの予算現額と収入済額、差引き増減、前年度決算額を記載しております。

4、歳出の決算額です。科目ごとの予算現額と支出済額、不用額、前年度決算額を記載しております。

以上で説明を終わりたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 引き続き、水道事業会計、下水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、続きまして、令和元年度吉富町水道事業会計決算の概要につきまして御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出です。まず、収入につきまして、当初予算額に補正予算額を合わせました予算現額は1億5,917万5,000円です。支出につきましては、同じく当初予算額に補正予算額を合わせました予算現額1億6,995万円です。これに対しまして、決算額は、収入1億5,988万138円、支出は1億5,301万9,173円で収入支出差引き残高は686万965円となっています。

次に、2、資本的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額に補正予算額を合わせまして、予算現額9,360万円です。支出は、当初予算額に補正予算額を合わせまして、予算額1億2,783万6,000円となっております。これに対しまして決算額は、収入5,990万円、支出は9,206万9,815円で、収入支出差引き残高はマイナスの3,216万9,815円となっております。

この資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,216万9,815円は、過年度損益勘定留保資金2,865万9,669円と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額351万146円で補填をいたしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。令和元年度における契約のうち、代表的なものを抜粋して掲載しております。

4、業務についてであります。年度末給水人口のほか、記載の項目につきまして、令和元年度と平成30年度を比較して掲載してございます。年度末給水人口は平成30年度に比べ86人の減となっております。3行目、年間配水量は2,963立方メートルの増であり、5行目、年間

給水量は7,525立方メートルの減となっております。給水人口と給水量が減少しているにもかかわらず、配水量が増加しております。そういった状況が起きております。これは、令和元年9月に発見いたしました水道本管の漏水が関係しているものでございます。有収率も前年度に比べますと1.59%下がりはいたしました。92.93%という高い水準であります有収率を維持しているところでございます。決算上では、このような結果になっておりますが、その後、大規模な漏水は起きておらず、日々の配水量管理におきまして、入念な監視を行い漏水防止に努め、現在有収率も上昇を図っているところでございます。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。企業債につきましては、主に平成6年度使用開始分の幸子浄水場建設及び平成30年度完成いたしました第3配水池築造工事に伴うものでありまして、前年度末残高5億6,719万1,157円に本年度借入高3,230万円を加える本年度償還高2,575万6,178円を差し引きまして、本年度末残高は5億7,373万4,979円となっております。

一時借入金はございません。

最後に、6、令和元年度水道事業会計固定資産明細でございます。

固定資産の年度当初現在高は21億2,528万7,655円で、当年度増加額は6,029万4,400円、当年度減少額は2,706万7,989円、差し引きいたしました年度末現在高は21億5,851万4,066円です。

最後に、当年度減価償却増加額は3,257万3,570円、当年度減価償却減少額は1,560万3,410円で、減価償却累計額総額は8億1,707万2,485円となっており、年度末償還未済高は13億4,144万1,581円です。

以上で、令和元年度吉富町水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

続きまして、令和元年度吉富町下水道事業会計決算の概要に移ります。

14ページを御覧いただくこととなりますが、下水道事業会計は平成31年4月1日付で、地方公営企業法が適用されましたことに伴いまして、このたびの決算報告から水道事業会計同様に公営企業会計の決算要旨にての御説明となりますということを最初に申し添えさせていただき説明に移ります。

それでは、改めまして14ページをお願いいたします。

令和元年度吉富町下水道事業会計決算の概要を御説明いたします。

1、収益的収入及び支出です。収入につきましては、補正予算がございませんでしたので、当初予算額がそのままの予算現額となり2億7,698万3,000円です。支出につきましては、当初予算額に補正予算額を合わせまして予算現額は2億6,243万4,000円です。これに対しまして、決算額は収入2億8,885万905円、支出は2億5,258万182円で収入支出

差引き残高は3,627万722円となっています。

次に、資本的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額に補正予算額を合わせまして予算現額3億3,006万8,000円です。支出につきましても、当初予算額に補正予算額を合わせまして予算現額4億1,698万6,000円となっております。これに対し、決算額は、収入2億8,561万円、支出は3億7,145万2,527円で、収入支出差引き残高はマイナスの8,584万2,527円となっております。この資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,584万2,527円は当年度損益勘定留保資金7,063万8,262円と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,520万4,365円で補填をいたしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。水道事業同様、令和元年度における契約の中から抜粋して掲載をさせていただきます。

4、業務についてであります。行政区域内人口のほか記載の項目につきまして、令和元年度と平成30年度を比較して掲載してございます。行政区域内人口は6,744人、平成30年度に比べ、103人の減となっております。処理区域内人口は3,870人、下水道事業区域の拡張に伴い210人の増、水洗化人口は1,940人、下水道供用開始区域の拡張に伴いまして120人の増となっております。年度末処理戸数も870戸、昨年度より64戸増というようになっております。普及率は57.38%で、3.93%の増。有収水量は21万6,914立方メートル、下水道使用者の増加に伴いまして、対前年水量よりも1万5,762立方メートルの増となっております。

下水道事業は、現在、その使用可能区域を広げ、使用者を増やし普及率を伸ばしている最中でございます。今後も引き続きまして、下水道の接続利用者の増進に一層努めてまいるところでございます。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。企業債につきましては、前年度末残高25億257万6,906円に今年度借入高2億5,810万円を加え、今年度償還高9,327万9,105円を差し引きまして、本年度末残高は26億7,739万7,801円となっております。

一時借入金はございません。

最後に、6、令和元年度下水道事業会計固定資産明細でございます。固定資産の年度当初現在高は49億6,059万3,014円で、当年度増加額は2億5,538万6,330円、当年度減少額は5万1,550円、差引きしました年度末現在高は52億1,592万7,794円です。最後に、当年度減価償却増加額は1億4,888万9,129円、当年度減価償却減少額はなく、減価償却額累計額総額は1億4,888万9,129円となっており、年度末償却未済高は50億6,703万8,665円です。

以上で、令和元年度吉富町下水道事業会計決算の概要について説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 決算の概要説明が終わりました。

ここで、暫時休憩を取ります。再開は11時5分。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に再開いたします。

引き続き、議案第59号令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第59号令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について、執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、決算書の一般会計歳入歳出決算事項別明細書1ページから順を追って説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） それでは、1款町税について説明をいたします。

○議長（是石 利彦君） ページをお願いします。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 1ページです。

○議長（是石 利彦君） はい。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） それでは、1款町税について説明をいたします。調定額は、前年度より約2,074万円の減少で、8億1,777万2,991円でありました。前年度比2,074万円の減少の内訳は、個人町民税が約624万円の減、法人町民税が約821万円の減、固定資産税が約833万円の減、軽自動車税が約49万円の増、たばこ税が約155万円の増であります。

収入済額は、前年度より約1,966万円の減少で、7億7,046万2,344円でありました。不納欠損額は、前年度より4万637円の増加で、132万7,687円でありました。原因別の件数が、生活困窮による滞納処分執行停止によるものが2件、時効によるものが42件、相続人不存在によるものが3件、法人解散によるものが3件でありました。

収入未済額は、前年度より約111万円の減少で、4,598万2,960円でありました。滞

納者は200人で、前年度より56人の減でありました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、3ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 2款地方譲与税3項森林環境譲与税25万円についてです。これは、令和元年度より施行されました森林環境譲与税です。これを活用して小学校の教室前に花を2つ設置いたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 2款の地方譲与税です。次のページ、4ページの説明させていただきます。

4項の地方道路譲与税につきまして、予算額0円に対して、調定額、収入済額ともに2円でございます。これは、平成21年度の税制改正によりまして、道路特定財源の一般財源化によりまして、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められましたが、経過措置として旧法により課税された分は、あくまで地方道路譲与税としまして譲与されるとされておりましたので、その譲与額が令和元年度には2円、吉富町に譲与されたというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 5ページ、6ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 6ページで、8款1項1目1節地方特例交付金で、予算額557万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,968万3,000円でございます。内訳としましては、個人住民税減収補填特例交付金として475万1,000円。自動車税減収補填特例交付金として64万2,000円。軽自動車税減収補填特例交付金として18万3,000円及び、子ども・子育て支援臨時交付金として1,410万7,000円でございます。

予算額と収入額の差は、この子ども・子育て支援臨時交付金の1,410万7,000円で、これは令和元年10月から実施されました幼児教育・保育の無償化に伴う臨時交付金として、令和元年度のみ交付されたものでございます。当該交付金につきましては、国からの交付金の額等の通知が年度末までに来なかったことによりまして、予算の補正ができませんでした。

なお、令和2年度以降につきましては、国、県の負担金として交付されることとなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 7ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 9款1項1目地方交付税で、予算額11億3,249万5,000円に対し、調定額、収入済額ともに11億6,143万4,000円でございます。内

訳としましては、1節普通交付税が予算額、調定額、収入額全て10億7,249万5,000円。2節特別交付税が、予算額6,000万円に対しまして、調定額、収入額ともに8,893万9,000円でございます。

普通交付税につきましては、令和元年度が10億2,871万9,000円ございましたので、対30年度比で約4.3%の増となっており、一方、特別交付税につきましては、3.8%の減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 8ページ、9ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 11款分担金及び負担金2項分担金2目土木工事分担金1節土木工事負担金465万1,192円でございますが、これにつきましては、界木地区圃場整備に伴う受益者分担金でございます。換地面積5万7,106平米、代表者が20名でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 一番下の住宅使用料でございます。調定額3,023万671円に対しまして、収入未済額が339万3,671円となっております。この内訳ですけれども、調定額のうち現年分調定額が、2,628万8,200円に対しまして、収納額が2,617万3,400円で、収納率が99.56%、滞納者は2人でございます。調定額のうち、滞納繰越分の調定額は394万2,471円に対しまして、収納額が66万3,600円で、収納率は16.83%、滞納者は9人でございます。

議長、引き続き10ページ行ってよろしいですか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○福祉保険課長（守口 英伸君） はい。

10ページ5節の住宅公益費でございます。調定額295万500円に対しまして、収入未済額27万7,400円となっております。内訳ですが、調定額のうち現年分調定額が、263万4,600円に対しまして、収納額が262万2,600円で、収納率が99.54%、滞納者は2人。調定額のうち、滞納繰越分調定額が31万5,900円に対しまして、収納額5万500円で、収納率15.98%、滞納者は5人です。

その下の6節、駐車場使用料です。

調定額、530万6,900円に対しまして、収入未済額が22万600円となっております。内訳ですけれども、調定額のうち、町営住宅駐車場使用料現年分の調定額が153万7,400円に対しまして、収納額152万7,400円で、収納率99.34%、滞納者は2人であります。調定額のうち、町営住宅駐車場使用料滞納繰越分は、調定額24万600円に対して収納額3万

円で、収納率12.46%、滞納者は5人です。残りは、吉富駅前駐車場使用料調定額352万8,900円に対しまして、収納額は同額の352万8,900円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 同じく10ページをお願いします。

2目教育使用料のうち、コロナ感染症に伴い臨時休暇に大幅な減収となったものについて御説明いたします。

2節社会教育使用料で、予算額336万円に対しまして、調定額、収入額ともに245万7,986円でございます。内訳としまして、フォーユー会館使用料では、予算額312万円に対しまして、223万4,536円の収入、利用者数は2万8,717名でございます。次に、研修センター使用料でございますが、予算額1万2,000円に対しまして、8,200円の収入、利用者数として128名。次に憩いのやかた使用料は、予算額22万8,000円に対しまして、21万5,250円の収入、利用者数は9,158人となっております。また、3月3日からの臨時休館に伴う返還金が生じております。フォーユー会館使用料では、53万7,152円、憩いのやかたでは1万5,600円が生じております。社会教育使用料総額では、55万2,752円の返還金となっております。

続きまして、3節保健体育使用料では、予算額81万6,000円に対し、調定額、収入額ともに78万7,900円でございます。内訳としましては、体育館使用料が予算額57万6,000円に対しまして、52万8,350円の収入でございます。利用者数として1万6,740名でございます。次に武道館使用料でございます。予算額14万4,000円に対しまして、収入額17万3,400円、利用者数は1万1,546名でございます。次に、総合グラウンド使用料でございます。予算額9万6,000円に対しまして、8万6,150円の収入でございます。利用者数は、7,339人となっております。体育施設も同様に臨時休館となりました3月と4月分の返還金が生じております。体育館使用料では8万9,350円、武道館使用料では2万4,200円、総合グラウンド使用料として6,000円の返還金が生じております。保健体育使用料では、総額11万9,550円の返還金が生じております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 11ページ、12ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 12ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節児童福祉負担金でございます。予算額7,325万円に対しまして、収入額6,835万6,260円でございます。教育・保育費負担金におきましては、国基準の保育料を見込む際に町の基準額が国基準額の45%で見込んでおりましたが、実績報告時におきましては57%とな

っていたため、予算額7,152万5,000円に対しまして、6,784万9,260円、367万5,740円の減となっております。

その下の子育てのための施設等利用給付金につきましても、未認可、認可外の対象施設利用者の把握が困難なため、予算額につきましては、大目に177万円で計上しておりましたが、実際は50万7,000円の126万3,000円の減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 11ページよろしいですか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○建設課長（赤尾 慎一君） 申し訳ありません、11ページ、12款使用料及び手数料1項使用料4目の総務使用料で1節行政財産使用料の1,090円でございます。これにつきましては、佐井川橋の補修工事の伴い、受注業者が界木地区内にある清流公園の一部を現場事務所として利用いたしました。それに伴う行政財産使用料でございます。日数は、73日間でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 13ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 一番上の3節障害者福祉費負担金国庫分です。予算額9,394万7,000円に対しまして、収入済額1億2,489万5,215円となっております。これにつきましては、先日の議会全員協議会で御説明いたしましたが、昨年11月に負担金の後期申請をした際、計算に誤りがあったため、過大な交付を受けたものでございます。決算に影響を及ぼすような事務処理の誤りをおかしてしまったことを改めてお詫びいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 14ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 14ページ、5節保育対策総合事業費補助金でございます。

これにつきましては、コロナ対策補助金といたしまして、認可保育園に対する新型コロナウイルス、去年につきましてはわかば乳児保育所、昭和保育園に対する5万円の補助でございます。

続きまして、2目衛生費補助金、3節保険衛生費補助金66万円でございます。これにつきましては、乳幼児検診時の受診の有無等を電子化した情報を全国の市町村で共有するためのシステム改修費となっております。

次にその下の4節風疹抗体検査事業費50万2,000円でございます。これまで、風疹に係る予防接種を法的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象にした風疹の追加的対策として補助されたものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 15ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 15ページの1節の社会資本整備総合交付金です。1番上にあります定住化促進分について、定住化事業の申請額467万円に交付率の45%を乗じた210万1,000円から過年度分調整額の40万3,000円を差し引いた金額でございます。

続きまして、5目総務費補助金、2節地方創生推進交付金でございます。これにつきましては、交流マルシェ、創業スクール、チャレンジショップ等の委託料に加え、まちづくり会社設立のための出資金と事業助成金を加えた2,638万9,420円に交付率の50%を乗じた金額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 同じく1節社会資本整備総合交付金のうち、建設課分としまして、まず狭隘道路整備分として725万円、これは補助率が50%でございます。次に、道路整備分。これは佐井川橋の補修工事として1,774万円、補助率は0.572でございます。次に、ブロック塀の撤去に係る補助金でございます。これは1万円。補助率は45%でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 同じくその社会資本整備総合交付金の福祉保険課分の御説明をいたします。町営住宅分として1,093万2,000円、収納に達しております。これにつきましては、工事団地住居改善等改修工事設計業務委託料に対する交付金でございます。45%の補助率でございます。

その下の家賃低廉化事業分といたしまして、2,361万8,000円でございます。これにつきましては、山王団地17戸、別府団地35戸の分の家賃低廉化分であります。50%の補助率でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 同じく15ページをお願いします。

4目の教育費補助金でございます。1節教育費補助金、予算額1,151万2,000円に対しまして、調定額、収入額、ともに41万6,950円となっております。差額であります1,110万につきましては、GIGAスクール構想に伴う吉富小学校校内LAN整備事業の令和2年度への明許繰越額となっております。

同じ節でございますが、令和元年10月から幼児教育無償化に伴いまして、新制度での対象外となりました私立幼稚園に通います児童について、子育てのための施設等利用給付交付金（幼稚

園)及び子ども・子育て支援交付金としまして、基準の保育料を補助金として、それぞれ通われている保護者に対して交付いたしております。その費用額相当の2分の1が国費として補助金として交付されます。同じく、実費相当に係る副食費につきましては、対象の所得基準または第3子以降等基準がございますが、それぞれ対象補助金の3分の1相当が交付されております。

以上でございます。

○議長(是石 利彦君) 16ページ。建設課長。

○建設課長(赤尾 慎一君) 1節水産基盤整備事業費補助金、予算現額9,000万円、調定額、収入済額ともに5,270万円、この事業の内容につきましては、単独航路の浚渫、それから浚渫に伴う露出調査、それから潜水探査と泊地の一部整備でございます。

令和元年度につきましては、補助費数千万円のうち、執行が5,275万円で、残り3,730万につきましては、令和2年度に繰り越しておきます。

引き続き、51節の農業費補助金786万5,000円でございます。これにつきましては、ため池、5池のハザードマップを実施いたしました。あと、2,000万につきましては、令和2年度にため池の耐震診断として繰り越しをさせていただいております。

以上でございます。

○議長(是石 利彦君) 地域振興課長。

○地域振興課長(軍神 宏充君) 7目商工費補助金、1節プレミアム付き商品券事業補助金です。消費税引き上げに伴う住民税非課税者と子育て世帯への影響を緩和するための国庫補助事業で、細節上のプレミアム付き商品券事務費補助金は、事業に要した需用費、役務費、委託料などに対する補助金です。

また、下の事業費補助金は、令和元年度に購入、使用された商品券386万4,000円にプレミアム分の25%を乗じた金額でございます。

以上です。

○議長(是石 利彦君) 17ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長(守口 英伸君) 17ページの一番下です。

3節の障害者福祉費負担金、予算額4,697万2,000円に対しまして、収入済額6,296万6,607円でございます。これは先ほど御説明いたしました事務処理の誤りによる過大な交付を受けた県費分でございます。

以上です。

○議長(是石 利彦君) 子育て健康課長。

○子育て健康課長(石丸 貴之君) 同じく1節児童福祉費負担金予算額3,664万7,000円に対しまして、調定収入済額3,023万4,006円でございます。先ほど説明いたしました国

費2分の1に対しまして、この分につきましては県費4分の1になっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 18ページ、19ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 19ページであります。

14款県支出金2項県補助金1目総務費補助金1節の総務補助金で、生活交通確保対策補助金44万3,000円であります。これにつきましては、巡回バスなどの運行経費に対する県補助金であります。運行経費から運賃収入を差し引いた運行事業者に対して交付された委託料に対する補助金になります。補助率は運行に係る収支率が25から50%までの路線に対しては14%、収支率25%未満の路線に対しては8%の補助率となっており、築上東部乗合タクシーが16万6,000円、町内巡回バスが27万7,000円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 2目民生費補助金2節児童福祉費補助金の上から7番目、福岡県結婚新生活支援事業費補助金でございます。これにつきましては、福岡県の新婚生活支援事業費補助金交付要綱に基づいた補助金でございます。その要件は、世帯所得が34万円未満、夫婦ともに34歳以下、県の要項が制定されました平成31年1月1日以降に入籍された新婚世帯に限るという条件が付されております。このため、令和元年度の町への申請世帯は24世帯ありましたが、そのうち県の条件に4世帯が該当し、その対象金額が31万2,900円、その2分の1が県補助金となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 20ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 3目衛生費補助金1節保険衛生費補助金でございます。上から3番目の自殺対策緊急強化事業費補助金113万1,000円でございます。これにつきましては、令和元年度に自殺対策計画策定業務を委託を行いましたので、それに伴う委託料等事務費に対する補助金でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 同じく1節保険衛生補助金で、下から2番目、地域猫活動支援事業補助金であります。28万円あります。これにつきましては、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する県の補助金であります。補助率が10分の10で、雄猫1匹当たり1万5,000円、雌猫1匹当たり2万5,000円で補助されます。実績といたしましては、雄猫が7匹、雌猫が7匹となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 21ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 7目教育費補助金2節学校教育補助金をお願いします。予算額82万7,000円に対しまして、調定額、収入額ともに82万974円であります。

21ページの一番下をお願いします。

先ほど国庫補助金でも御説明いたしましたが、令和元年10月からの幼児教育無償化に伴う県費補助分でございます。子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、費用額に対して4分の1相当額が交付されております。実費負担分につきましては、3分の1相当が県費補助金として交付されております。

次に、22ページにわたって一番下なんです、防犯カメラ設置支援事業費補助金としまして、小学校の通学路の防犯カメラ設置に伴います費用2分の1相当額となっております。JR吉富駅の線路下トンネル内に設置したものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 22ページありませんか。23ページ、24ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 24ページ、15款財産収入2目財産売払い収入、2目物品売払い収入1節の売払い代金で、不用物品売払い収入であります。これにつきましては、界木の塵芥処理場にありましたバックホー、これが購入してから25年が経過しております。老朽化に伴いまして売払いを行ったものです。

以上です。（「これ、何ですか」と呼ぶ者あり）はい。（「最後、何ですか」と呼ぶ者あり）バックホー。

界木の塵芥処理場の施設にありましたバックホーの売払い収入であります。（「重機やな」と呼ぶ者あり）重機です。はい。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 14款1項寄附金1目1節一般寄附金で、予算額1,000円に対しまして、調定額、収入額いずれも11万6,652円でございます。これは1件1団体からの寄附でございます。

議長、25ページもよろしいですか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○総務財政課長（瀬口 直美君） はい。

25ページ1番上の2目1節ふるさと吉富まちづくり応援寄附金で、予算額264万2,000円に対し、調定額、収入額ともに266万2,000円でございます。これは、4名、8名の方からの応援寄附金でございます。なお、この4名のうちの1名につきましては、令和2年度、今年度

も寄附をしたいということで昨日申出がありまして、コロナ禍の中で吉富町にぜひ役立てていただきたいということで、500万円の寄附の申し出がありまして、「いくらって言いました」と呼ぶ者あり）500万円（「200万」と呼ぶ者あり）500万円です、はい。（「500やね。はあ」と呼ぶ者あり）本日入金予定になっておりますことを（「すごい」と呼ぶ者あり）併せて御報告をさせていただきます。

で、同じく25ページの17款繰入金1項1目基金繰入金1節の財政調整基金繰入金で予算額、調定額、収入額、いずれも1億3,555万円でございます。令和元年度は、この1億3,555万円を財政調整基金から取り崩しを行いました、30年度決算積立てが、1億4,000万円ございました。そのほか、利息積立ても入れますと、最終的に元年度末の残高は、509万7,954円の増の10億6,318万1,180円ということになっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 25ページ、ほかにありませんか。26ページ。ちょっと時間がありますので飛ばします。27ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 雑入の1節消防団員退職報奨金でございます。293万7,000円でございますが、こちらは退職する消防隊員の永年勤続や退職等の階級に応じて退職報奨金を支払うものでございます。今回は、団長、副団長を含め4名の方の退職に伴うものでございます。消防団員等公務災害補償等共済基金よりの収入でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 28ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 同じく5節雑入の一番下のその他収入の内訳につきまして、886万円が非課税・子育て世帯向けプレミアム付き商品券の販売代金でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか。はい。

29ページ、30ページ、31ページ、32ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 32ページの2款総務費で、予備費から192万円を充用をいたしております。内容は、ページを追って説明をさせていただきます。

まず、1項総務管理費に174万9,000円の充用、そのうち1目一般管理費に103万2,000円の充用でございます。これは、3節の職員手当の時間外勤務手当、職員の時間外勤務手当の不足に伴う充用でございます。この時間外勤務手当の不足の要因といたしまして、本年4月1日の機構改革に伴う事務及び会計年度任用職員制度の廃止に伴う事務量の増によるものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 33ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 中ほどの8節報償費、支出済額17万円でございます。

これは、功労者善行表彰記念品代といたしまして、功労者表彰12名、善行表彰5名、計17名の方に1万円の商品券をお配りした費用でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 34ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 2目の文書広報費で5目財産管理費に14万3,000円の流用でございます。これは、機構改革に伴いまして役場庁舎の配置の変更を行った際に、庁舎内にあります指定金融機関の現金管理システム及び防火金庫等の移設に伴う作業費が生じたことによるものでございます。

続いて議長、35ページ。

○議長（是石 利彦君） どうぞ、続けて。

○総務財政課長（瀬口 直美君） はい。

35ページで、5目の財産管理費で、まず文書広報費からの流用につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

このほかに、予備費から69万6,000円の充用でございます。これは、15節工事請負費で、役場庁舎1階の給湯室の修繕工事、宿直室の冷暖房故障による入替え、駐車場南側の植栽工事、庁舎案内板の表示の4工事分といたしまして、60万9,000円、18節の備品購入費に8万7,000円の充用でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 36ページ、37ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 37ページ、18節の備品購入費で予算額134万7,000円に対しまして、支出額39万7,025円、不用額94万9,975円でございます。この不用額の主なものといたしましては、役場庁舎改修後に1階ロビーにソファの購入を予定しておりましたが、当面は役場の庁舎内にあったソファ、あるいはフォーユー会館の1階にありましたホワイエにあったソファを移動させまして、今、活用をしておりますので、それを購入しなかった分といたしまして、不用額69万円となっております。

また、機構改革に伴う職員配置を考慮して購入予定でありました、机、椅子、キャビネット等につきましても、現状のものをできるだけ使うというところで予算計上をしておりまして、結果として予定していた台数より購入台数が少なく済みましたので、その分の125万円が不用額となったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 6目企画費8節報償費についてです。

上の企業立地奨励金の1,224万8,000円につきましては、企業立地促進条例に基づき交付され、町内の事業所及び研究機関関係機関の新設、増設及び移設をする事業者に対して、奨励措置を講じることで、企業立地を促進し、もって雇用機会の拡大と産業の振興を図ることを目的としております。奨励金の対象となる家屋や、償却資産に係る固定資産相当額の2分の1を3年間交付するものでございます。令和元年度の実績としましては、2件の増設がございました。

続きまして、定住化奨励金482万5,812円についてです。これにつきましては、町内に住宅を新築、建て替えまたは購入された方に対して家屋及び土地に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する制度でございます。平成28年から平成30年の取得分が対象となっております、72件の申請がございました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 38ページ、39ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 39ページ、2款総務費2項総務管理費9目交通安全対策費13節委託料であります。委託料で、106万8,096円の不用が出ております。この主なものとしたしましては、築上東部乗合タクシー運行委託料で23万3,016円の不用額、町内巡回バス運転委託料で82万4,080円の不用額でございます。これにつきましては、両方とも運行経費から運賃収入を差し引いた額を委託料として支出しております。この執行残につきましては、運賃収入によるものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 40ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 40ページ、2款1項10目財政調整基金費で1,000円、予備費から充用をいたしております。これは、基金の繰入れに伴いまして、定期預金の解約をした際に利息の再積立てをするのに予算が不足しましたので、予備費を充当したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 41ページ、42ページ、43ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 43ページ、14目ふるさと吉富まちづくり応援基金費で2万円、予備費から充用いたしております。この基金は、まちづくり応援寄附金を基金に積み立てるのが基本となっております、1月までの寄附実績額で3月に予算の補正をしたところですが、その後3月下旬に1件の寄附があり、その分の積立金が不足しましたので、予備費から充用したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 15目まち・ひと・しごと創生事業費をお願いします。初めに、支出済額として13節委託料の1番上、交流マルシェ企画運営業務委託料769万8,900円についてです。この事業により、駅前のマルシェを3回実施しております。その下の創業者支援スクール企画運営業務委託料289万9,380円により、創業を目指す延べ41名の方に4回の研修を行いました。その下のチャレンジショップ運営業務委託料279万1,140円により、3店舗の経営指導と独立支援、また店舗独立に伴う補習を行いました。一番下の女子集客のまち推進イベント開催委託料407万2,500円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガールズミーティングのイベントが延期になったことでの契約から準備までの間に要した印刷物などの広告料や人件費などの必要経費を支払っております。

続いて、19節の負担金補助及び交付金の上から3番目の創業促進事業助成金400万円により2件の創業支援を図りました。その下の新婚家庭新生活応援補助金811万4,060円により、少子化対策として新規分24件、更新分49件の助成を行いました。その下の女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金300万円は、まちづくり会社の設立に要した経費と人権費でございます。なお、その下の24節投資及び出資金は、まちづくり会社の設立時に1,000万円を資本金として出資いたしております。

続きまして、この15目の不用額について、1節に戻っていただきまして、報酬の不用額266万1,000円の主な要因といたしましては、地域おこし協力隊の募集に対して応募がなかったことによる執行残でございます。また、地域おこし協力隊に関連する予算が4節共済費、9節旅費、14節使用料及び賃借料、18節備品購入費とありましたので、それらの予算に関しても併せて不用額が生じております。13節の委託料の不用額1,441万3,890円の主な理由は、女子集客のまち推進イベントの延期に伴うものでございます。また、19節の負担金補助及び交付金の不用額1,345万3,900円の主な理由は、空き家活用事業が未執行となったことによります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 45ページ、46ページ、47ページ、48ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 48ページ、2款4項選挙費で17万1,000円予備費から充用をいたしております。内容につきましては、50ページの4目県知事議員選挙費に9万4,000円、51ページの5目町長議員選挙費に7万7,000円の充用で、いずれも職員の時間外勤務手当の不足によるものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 49ページ、50ページ、51ページ、52ページ、53ページ、

54ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 54ページの12節役務費で、不用額が18万6,208円出ております。これにつきましては、成年後見人制度の申立てがございませんでしたので、その手数料16万円が不用となったものでございます。

続きまして、一番下の19節負担金補助及び交付金、これについても39万4,560円の不用額が出ております。これも成年後見人の申立てがございませんでしたので、後見人に対する報償助成金33万6,000円が不用となったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 55ページ、56ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 3目老人福祉費で、予備費から4万1,000円を充用いたしております。これは、12節役務費で緊急通報電話取付移転料が不足したため、予備費から充用をいたしましたものであります。緊急通報電話機に附属している人感センサーの撤去の要望が多く、15件撤去したため、予算が不足したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 57ページ、58ページ、59ページ、60ページ、61ページ、62ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 2項児童福祉費1目児童福祉総務費11節需用費でございます。114万1,167円の不用額となっております。これの主な理由につきましては、新型コロナウイルスによる放課後児童保育に対しまして、登園自粛依頼を行ってございましたので、それに関するおやつ代の減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 63ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 同じく13節委託料不用額が1,255万6,558円となっております。これの主な理由といたしましては、前年度に比べ、令和元年度、園児数が減となっておりますので、昭和保育園及びわかば乳児保育所に対する委託料の減とかが主な減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 64ページ。同じく子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 同じく64ページ、2目児童措置費の19節負担金補助及び交付金でございます。129万9,350円の不用額となっております。これにつきましては、主な理由といたしまして、園児数の減による延長保育、一時預かりの減等、今年度、認可外保育施設利用の助成金を計上してはりましたが、利用が全くございませんでしたので、その分の減で

ございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 65ページ、66ページ、67ページ、68ページ、69ページ、70ページ、71ページ、72ページ、73ページ、74ページ、75ページ、76ページ、77ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 2目農業総務費への流用額、2万7,000円につきましては、19節負担金補助及び交付金の上から2番目の農業用廃プラスチック適正処理推進協議会負担金につきまして、廃農薬容器の処分料が予算額を超過したことと、年度末で予算の補正ができなかったことにより、その不足額を78ページの3目農業振興費19節負担金補助及び交付金より流用したものです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 77ページ終わりましたが、暫時休憩をいたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 1時になりました。休憩前に引き続き再開いたします。

午前中は、77ページまでいったと思います。78ページ、引き続き、議案第59号令和元年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

78ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の不用額65万9,454円につきましては、農業振興事業費補助金として昨年度もパイプハウスの補助対象者がございませんでした。その関係で不用額が生じております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 79ページ、80ページ、81ページ、82ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金の上から4番目をお願いします。

プレミアム商品券発行事業等助成金139万9,109円です。これは商工会が行った商品券事業でプレミアム分として町が7%分を負担しております。その下の商品券換金負担金939万5,500円は、町が行った非課税子育て世帯向けの商品券事業の令和元年度分の販売金額と25%のプレミアム分でございます。

また、この19節の不用額470万391円の主な要因といたしましては、町の商品券事業の予算額に対し、販売額が6割程度であったことによります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 83ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 19節負担金補助及び交付金の不用額11万9,653円の理由につきましては、令和元年度3月までにブロック塀の撤去補助の申請を見込んでおりましたが、年度内申請がございませんでしたので不用額が生じております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 84ページ、85ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 85ページ、12節役務費不用額が283万2,571円。この後13節委託料で655万9,400円。15節工事請負費不用額が760万494円、17節公有財産購入費154万1,678円、これはいずれも道路用地に係るものでございまして、相続等に伴い交渉が進まず不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 86ページ、87ページ、88ページ、89ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 7目駅周辺整備費の支出済額1,145万200円につきましては吉富町ふるさとセンターのトイレの改修工事とその管理業務委託料及び雨漏りに伴う防水工事に要した費用でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 90ページ、91ページ、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 95ページ、96ページに渡るんですが、19節負担金補助及び交付金についてでございます。不用額84万2,303円が生じております。豊前市教育支援センター利用時の負担金として40万円を予算計上しておりましたが、これは学習支援や集団生活への適用など、基本的な生活習慣の改善等の支援が必要となった児童が利用された場合に支出を伴うものでございますが、実績がございませんでした。そのため不用となりました。

続いて、96ページですが、給食費助成金でございます。260万3,400円でございます。子育て世代への経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境整備を目的に近隣の市町に先駆け、令和元年10月から開始した給食費助成事業でございます。今回、コロナウイルス感染症予防に伴う臨時休業によりまして、小学校児童3月3日までの94食分、1名当たり7,800円の333名分、259万7,400円それから区域外就学児童1名分、6,000円の支払いでございます。予算額300万円に対しまして支出済額260万3,400円、不用額39万6,600円が生じております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 96ページいいですか。97ページ、98ページ、99ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 15節の工事請負費でございます。予算額2,340万円、支出済額39万9,600円、繰越明許費2,300万円、不用額400円でございます。繰越明許費2,300万円につきましてはGIGAスクール構想に伴う、小学校校内LAN整備事業によるものでございます。それから通学路防犯カメラ設置工事については予算額40万円、支出済額39万9,600円、不用額400円でございます。通学路において人通りが少ないか所への安全対策を図るため県費補助金を活用した防犯カメラ1台を設置したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 100ページ、101ページ、102ページ、103ページ、104ページ、105ページ、106ページ、107ページ、108ページ、109ページ、110ページ。

以上で執行部からの説明を終わりました。

次に、議案第60号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ページをおって質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。2ページ、3ページ、4ページ、5ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。

歳入1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ。

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 雑入の一般被保険者、第三者行為納付金の今回の内容を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 3件ございます。1件目が分納されている方、月1万円の分納されている方が12万円、それともう1件が4万3,792円の第三者行為事故によるものです。もう1件が4万9,963円これも事故による第三者行為の納付金でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について、御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 歳入の国保税のところでに関して、今の世帯数とあと滞納状況についてお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 世帯数は907世帯、被保険者数が1,448人、短期保険者につきましては24世帯、34人、その34人のうち18歳以下が2人。資格証明書が1世帯、

2人。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 滞納状況について、御説明いたします。滞納者前年度比44名減の114名であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 歳入の件があるので。歳出でも言ってなかったんやけどね。概要覧で気になったので聞きたかったんやけど。

ここ最近3年間の国保が全体的に下がっている。28年、29年、30年という。今、国保増えるのは分かるんですが、下がる傾向にあるというのは理由分かっているんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 医療費自体は下がってない、上がっている状況でございますが、この最近、歳出の決算額が下がっています。これは、国保から後期高齢者に移行した人数とかがあるということから、下がっているようでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 資格証明書が1世帯、そこはどんな事情によるんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 対応が長期間続いております。納税相談をしてもなかなか納めていただけないということで、もう致し方なく資格証明書を交付をさしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 以前、ずっと前なんですけど、そういう世帯があつて、もうなんて言いますか命に係わるような状況というふうに判断された場合は、パンチを出すということが1回、1例、私、経験したことがあるんですけど、ちょっと具体的に言うて行ってみたら、もう御主人がうなつてあつて、そのまま役場に行つて、言つたら出しましようと言つて出してくれたんですけど、今もそういう対応をなさるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 納税相談でまったく応じてくれない、ずっと、7年近くなるんですけども、まったく応じてくれないという状況でございましたので、少しでも納めていただ

ければそういったこともあるかもしれませんが、全くなかったという今回の状況でありますので、もう致し方なく今回は資格証明書を交付をいたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 不納欠損、個別に違うんですが、大きな現象はどういうものかかって分かりますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 不納欠損につきまして、合計33件あります。内訳は五年施行が31件、生活困窮による執行停止2件であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ。（「16ページ」と呼ぶ者あり）16ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 後期高齢者支援金等の1目の（ ）不用が実質額との差額が結構大きいんで、そちらの説明をお願いします。（「もう一度」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） もう一度。（「16ページ」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 山本 定生君） 4,132万8,000円で補正を300万円かけて、一応予定額が計が3,800万円なんやけど、この後にまた3,800万円になっているんじやけど、この一番元が下がって行った理由は大きな要因があったのか、その辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） この補正予算減額の320万3,000円につきましては、3月の最終補正で減額いたしております。でありますので、後期高齢者の医療費が下がった。拠出分が下がったというところから減額しております。その下がった要因については、特にこうだというのは把握しておりませんが、下がったからということになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 17ページ、18ページ、19ページ、20ページまで。

歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、歳出歳入全般について、御質疑ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 国民健康保険は徴収できない世帯というのは、町のほうでなぜと

れないかというのは、踏み込んでやっているでしょうが、その生活保護を受ける方は、この保険組合から脱退すると貴重な医療費が支給されるということなので、どうしても払えない方は正直困るんじゃないかと思うんですがその辺どうなっているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 今、国保税ではありません。税全般に関しては厳しい対応、特に長期、ある一定程度の期間滞納がある人につきましては呼出しをして納税相談を随時やっております。その中においてなかなか分納のその約束をしてくれない世帯もあります。そこにつきましては、理由はいろいろあるわけですが、収入が一時的にないとか、借金があるとか、いろいろあるわけですが、一概にこういう理由だから支払いができない人がいると、その場で端的に説明することは難しい。それぞれの理由によって……。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 歳出のほうで、特定検診があります。国保の対象者に対して、どのくらいの方が検査を受けているのか。男女比別が分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 特定検診につきましては、平成30年度が前々年度ですけども478人、令和元年度この決算が487人というふうになっております。この受診率につきましては、30年度が44.4%これ県内の順位で見ますと9位、元年度は46.3%、この県内の順位は10位ということで、本町は比較的受診率がいいというふうな傾向がございます。

以上です。（「男女別」と呼ぶ者あり）男女別はすいません、ちょっと把握しておりません。

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書21ページ。財産に関する調書22ページ。

以上、決算書全般について。御質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） こちらの決算であまり関係ないかもしれんやけど、今年コロナになって健康診断とかがこないだ自分も受けたんやけど——だいぶ変わったよね。今年度かなり保険が当初予算から変わってくるよね。その辺が推移状況が分かったら教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） まず、収入が減少されたという方がいらっしゃいますので、その方たちについては先の臨時議会で減免の専決させて頂いた承認を頂いたところであります。でありますので、税は減ってくるかなんていうふうに思っております。ただ、それにつきましては、国からの財源として給付されるようになっております。そこはいいんですが、後、支出の分です。医療費の分については、今のところ吉富町ではコロナの感染者が出ておりませんので、今後どうなるか分かりませんが、今のところ、コロナに関しての医療費というのは今のところは分からない状況です。

以上です。

よろしいですか。（「健診じゃわからんの」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 何ですか。いいですか。はっきり言うて。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） コロナ自体の支出じゃなくて、コロナに関連したもので保険のいろいろ変わってこないかなと。町のほうでも変わるんやろうけど。例えば健康診断が今回受ける内容が変わったでしょう。当初予算のときにそういう提示をしてなかったと思う。しちよったん。じゃけいそういうところが変わってくるかもしれんよねという、そこが。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 健康診断については、内容変わってないというふうに思います。ただ、今回、コロナの影響で一堂に集まるとというのが密になりますので、時間を区切って予約制にしております。逆にそれが評判がよかったというふうに聞いております。そういったことぐらいだと思います。内容的には変わってないというふうに把握しておりますが。

今後も予約制をして頂きたいというような話も聞いていますので、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） はい、いいですか。ほかにございませぬね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ページをおって質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。2ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。

歳入1ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） さっきの国保で、こっちが上がっていた話でしたが人数の推移を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今年度の後期高齢者の人数は1,084人でございます。そして前年が1,070人です。前々年29年が1,037人で、28年が1,001人というふうに年々増加をしているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 世帯数としてはどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 後期高齢者は1人1人にしておりますので、世帯ではすみません把握しておりません。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） たしか、75歳未満の方もいらっしゃいますよね。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 65歳以上75歳未満で一定の障害がある方について、広域連合の認定を受けた方がこれに該当するんだと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） いらっしゃいますか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） いらっしゃるとは思いますけども、数は今把握しておりません。

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。歳出5ページ、6ページ、7ページまで。

歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書、8ページ。

以上、決算書全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号令和元年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページをおって質疑を行います。

決算書1ページをお開きください。2ページ、3ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。

歳入1ページ、2ページ、3ページまで。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。歳出4ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、歳入歳出全般について、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 歳入歳出全般について一点だけ確認をしたいんですが、先日、奨学金を新しい形でできるんか案を取ったと思うんですけど、それ状況を今、分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 奨学金の借入れされる方が、ここ数年減少傾向にございます。6月の議会等でもそういった一般質問でお話ございました。現在、地方創生総合戦略とそういったものを活用できる、奨学金の制度利用または制度設計の全体的な見直しについて、準備を進めているところでございます。現状、奨学金の貸付けされる方も令和元年度では8名でございます。年々減っているところでございます。減っている原因として、返還するときの返還の仕方であったりとか、そういった部分への見直しも必要なんではないだろうかというところも含めたところで、今、案を練っているような状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 吉富の子どもたちが吉富で借りた子の話じゃあないんです。テレビでね。コロナになってアルバイトができんって、奨学金借りる子ちゅうのは結構アルバイトしながら生計立てている者が多いと思うんです。そういう状況がもし吉富に関係するか話が入っているか、もしそういう子が出たときどうするかなとその案があるかとそこだけ教えて。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 現在、奨学金の条例であるいは貸付要綱の中で、年に1回しか貸し付ける機会がないこともありまして、そういった状況もコロナ禍において生活等が急変する場合もございます。うちのほうにそういったお声をお寄せ頂いている状況ではございません。ただ、奨学金の条例含めたところで、そういった方には追加で貸出しができるように制度を含めて、現在内容を練っているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じようなことなんですけども、そういった見直しの結論はいつ頃を目指しておられますか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 今の予定では教育委員会であったり奨学金の審議会であったりとか、

そういったそれぞれの審査を経て、なるべくなら早い段階で議員の皆様方にも案を提案したいと思っています。具体的にいきますと、11月ぐらいまでには、一旦概要の説明ができるようにと思って準備をしているところございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書5ページ。

財産に関する調書6ページ。

以上、決算書全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号令和元年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページをおって質疑を行います。

決算報告書1ページと2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。

次に、損益計算書6ページ。

剰余金計算書7ページ、8ページ。

同じく7ページ、剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表9ページ。資産の部、10ページ資本の部まで。

以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 決算書ではなく、概要欄でお聞きしたいことがあるのでお聞きします。今回から下水道特会、この後下水道特会が出るんですけど、下水道特会がついたことで気づいたんで、法律の確認をしておきたいんですが。概要の13ページで年度末給水人口というのが、これが令和元年6,131人、下水道特会のほうにも同じように行政区域内人口6,744人、町が出している住民人数とはこれ違うわけですね。3つの数字が出てくるわけやけど、ここ分か

りずらいんで、ここの根本的な説明で申し訳ないですが、ここ教えて。

○議長（是石 利彦君） 概要書ですよ。

○議員（5番 山本 定生君） 概要書の13ページ、14ページを。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 御質問がありました決算の概要について、本年度から、下水道事業会計が令和元年度から企業会計になったということで、企業会計の決算になった。ということで言いますと、水道事業会計と下水道事業会計が企業会計と同じような様式になった。その中で、水道のほうについては年度末給水人口、下水道に対しましては、行政区内の人口ということでございます。

まず、給水人口6,131人これをどうやって計算するかといいますと、当然、下水道のほうに書いてある行政区内人口6,744人というものが、計算するときには基礎になります。ただ給水人口を求めるにあたりましては、その6,744人これが令和2年3月31日現在における総人口でございますが、その総人口を総世帯3,023世帯で除します。いわゆる割りますと1世帯当たりの人数2,231人というのが計算されます。その2,231人に給水世帯、これは私たちが本来給水しておるその世帯数、そこを掛けますと6,131人という給水人口が出ます。これは私たちがその給水している家1軒1軒に御家族が何人いらっしゃるかと、そういったものは常々変動がありますので、そのたびに数えることができません。よって、統計的に全人口、全世帯、その1世帯あたりに何人平均的にいるかという、その数字に給水栓数を掛けまして求めた6,131人というような数字になります。

ということで、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のその計算式というのは、そういったことが法律か何かで決まっているんですか。そういうふうに計算しますっていうふうに決まっているんですか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 法律で決まっているような考え方ではないと思います。どうしてもその現実的な給水人口というものを求めることが、なかなか難しく、通常どこの自治体、水道事業体におきましても、統計的に出ているのが総人口、そして吉富町の世帯数、それに我々水道事業体で実数を把握しておる給水栓数、それはもう確実な数字が得られますので、それらを基にして給水人口を推定する、そういったことが通常行われております。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すいません、これで聞いてもいいですか。

○議長（是石 利彦君） これって何ですか、見えません。

○議員（8番 岸本加代子君） 付属書。

○議長（是石 利彦君） 付属書。

○議員（8番 岸本加代子君） 無理。それだったら委員会で聞きます。

○議長（是石 利彦君） そうしてください。

次に、議案第64号令和元年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページをおって質疑を行います。

決算報告書1ページと2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。

次に、損益計算書6ページ。剰余金計算書7ページ、8ページ。

同じく7ページ、剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表9ページ、資産の部10ページ、資本の部まで。

以上、決算書全般について、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほど水道の時に水道の説明をしていただきましたので、下水の6,744名が基本人口と言われたんで、この求め方、そこら辺教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 基本人口と申し上げましたが、これは住民基本台帳上の令和2年3月31日現在における、吉富町の総人口でございます。

○議長（是石 利彦君） 質疑ありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この年度の決算の工事ですが、何か思わぬ予算あるいは工事の変更等何かございますか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 決算の概要の中には契約の要旨といたしまして、代表的なところを記載をしておるわけでございますが、令和元年度の工事におきましては、そんなに大して何

か影響を及ぼすようなどか重大なとか、そういった遅れはありません。下水道工事、上水道布設替工事ともに予定どおりに終わらせております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております、議案第60号から議案第64号までの5議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第61号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第62号令和元年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、総務文教委員会へ。

議案第63号令和元年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第64号令和元年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

以上のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

日程第10、報告第5号 令和元年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、報告第5号令和元年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 報告第5号令和元年度吉富町健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告をさせていただきます。

健全化判断比率である4つの比率について御報告を申し上げます。

議案書13ページを御覧ください。

まず、表の①実質赤字比率につきましては、令和元年度が黒字決算となっており、算定されないという状況ですので、—（横棒）で表示しております。

次に、②連結実質赤字比率につきましても、令和元年度が黒字決算となっておりますので、算定されないという状況ですので、同じく—（横棒）で表示しております。

次に、③実質公債費比率につきましては、令和元年度8.5%となっておりまして、前年度より0.2%の増となっておりますが、早期健全化基準の25.0%と比較いたしますと、これを大幅に下回っておる状況でございます。

最後に、④将来負担比率につきましては、令和元年度は将来負担額が充当可能財源等を上回ったため、15.2%と算定されており、昨年度より13.5%の増となっておりますが、早期健全化基準の350.0%と比較いたしますと、これを大幅に下回っている状況です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 令和元年度吉富町健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、令和元年度の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。審査終了日は令和2年8月26日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りはなく正確であると認められました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており良好であると認めました。

令和2年9月1日、吉富町監査委員矢岡匡、同守口賢二郎。

○議長（是石 利彦君） 以上で説明を終わります。

日程第11. 報告第6号 令和元年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、報告第6号令和元年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

他党課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。説明。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 議案書の15ページをお願いいたします。報告第6号令和元年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定

により、令和元年度吉富町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告いたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 令和元年度吉富町水道事業会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおり。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和2年8月26日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類など慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りはなく正確であると認めました。詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。令和2年9月1日、吉富町監査委員矢岡匡、同守口賢二郎。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第12. 報告第7号 令和元年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、報告第7号令和元年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。説明。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 議案書の17ページをお願いいたします。

報告第7号令和元年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度吉富町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 令和元年度吉富町下水道事業会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和2年8月26日です。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに

照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりです。それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好あると認めました。

令和2年9月1日、吉富町監査委員矢岡匡、同守口賢二郎。

ありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

守口監査委員には退席されて結構でございます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。再開は、午後2時。

午後1時53分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に、再開をいたします。

----- . ----- . -----

日程第13. 議案第65号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第65号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第9号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

----- . ----- . -----

日程第14. 議案第66号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第66号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4 ページ、事項別明細書、総括歳入。

5 ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、6 ページ、7 ページ。歳出、8 ページまで。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、9 ページ、補正予算、給与費明細書。10 ページ、11 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第67号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第67号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追っての質疑を行います。

補正予算、1 ページ。

補正予算実施計画、2 ページ。

債務負担行為に関する調書、3 ページ、4 ページ。

予定貸借対照表、5 ページ、6 ページ。

補正予算明細書、7 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、コンビニ収納というのがでてくるんで、一般会計でも出てくるんで、そこでまたお聞きするんですけどね。ちなみに、今、水道のほうで、現金で、いわゆる口座引き落としじゃない人っていうのは何件ぐらいあるか把握してますか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） ただいまの質問、口座振替でない方ということで計算いたしますと、10.2%の方が口座振替ではないということになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第68号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第68号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追っての質疑を行います。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画、2ページ。

債務負担行為に関する調書、3ページ、4ページ。

予定貸借対照表、5ページ、6ページ。

補正予算明細書、7ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 補助金が、1件出てますが、どこの地区と言いますか、どういう建物ですか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 水洗便所改造助成金のことですね。今回、補正で48万円をお願いしております。これまで、この下水道事業会計で水洗便所改造助成金を補正増額というようなことは、今まで、過去なかったと思います。

現在、非常に下水道に接続が進んでおりまして、その関係、これ1件ではなく、現在、当初予算で157万円の予定既決額が178万円となっておりますが、改造助成金は157万円、ほぼこの予算額を支出してまいりそうな、今、状況にあります。

それで、予定よりも、当初予算を組んでいた時よりも、非常に下水道の接続が、今、私たちが思う以上に進んでおります。これは、現在いる職員、今までおられた職員の頑張りが形になって、数字になって、今、出ております。

そういった関係上、今後、今年度におきましても、まだまだこの勢いで下水道の接続を進めていく、そういったつもりで、そういったときに、この改造助成金が不足してまいります。そういった関係で、今回、48万円をお願いしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと、これ、僕も余り詳しくないんで、分かる範囲で教えてほしいんですけど、下水を使って、今回のこのコロナになったときに、東京とか下水を調べるとかなんか有効とかいう話があって、その頃の情報が入ってこないんで分からんけど、こっちとしても検討されたか、それは実際どんな感じなのか、分かるんなら教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） よく、今、ニュースで、下水道の分析して、下水道のし尿・汚水を調べれば、そのコロナの患者がどれくらいいるかというようなそういったことが分かるということで報じられております。確かにいろいろ調べてみますとそのとおりで、学者の方々が調べるとそういった傾向もあるということです。

ただ、吉富町の場合、まだまだ、下水道につながれている全世帯に対する割合が、やっと半数とかそういったところがございます。それを調べたからといって、特に何かあるということはないであろうということで、課内でもいろいろ協議はしましたが、まだそういった時期ではないというふうに考えまして、現在、何もそういった対策を行っておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第69号 教育委員会委員の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第69号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容を説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 議案書23ページをお願いいたします。

教育委員会委員の任命について。

本町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めます。

住所、吉富町大字鈴熊18番地1、氏名、益田真理子、昭和51年7月22日生まれ。

令和2年9月30日をもって任期が満了します戸成敦子氏の後任として益田真理子氏を任命し

たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

益田さんは、現在44歳で、平成11年3月琉球大学教育学部養護学校教員養成課程を御卒業、同年、斬文堂株式会社入社、その後、株式会社コアラ、大分建設新聞社を経て、平成22年NPO法人森の学校に入社し、現在、生活支援員としてお勤めでございます。

また、保護者としたしてましては、平成27年4月から平成31年3月まで、吉富小学校PTA総務役員を務められ、その他の公職として、平成28年7月から令和元年12月まで、吉富町行政改革推進委員会委員2期4年間、平成30年9月から現在まで、吉富町財政検討委員会委員1期2年間、就任しています。

このように、教育はもちろんのこと、行政につきましても深い見識を有しており、家庭においては高校生と小学生のお子さんをお持ちで、PTA活動はもちろんのこと学校行事等にも積極的に参加され、本町の学校教育の現状について十分理解をされており、教育委員会の保護者委員として最適な方であると思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 私、この方って御存じないんですけど、今、吉富町のね、この方がどうのこうのじゃないんです、教育委員会委員が、今、教育長を除くと4人よね。そのうち、前回の戸成さんもそうなんだけど、女性が3人ですね。これどうですかね、女性が入ることによって、教育委員会のほうの議論とか活発になりますか、どうですか。女性じゃきとか、男性じゃきとかいう言い方をすると悪いんでしょうけど、ちょっと昔は男性ばかりじゃったんだけど、今は女性3人なんでどうなんかなあと。ちょっと、それだけ分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 女性、男性は関係ないと思います。それぞれの得意分野や専門分野からの御発言をそれぞれいただいております。

前委員だった寺岡さんは、行政の立場から非常に厳しい御意見をいただいておりますし、今の守口先生も、前、学校経営に携わった方でして、あるいは特別支援教育のオーソリティとしての意見をいただいております。それぞれ、ボランティア体験されている方は、その方面から専門の立場でいろいろ御意見いただいておりますので、男性女性は、ほぼ私は関係ないと受け止めております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この益田さんという方、先ほど言ったように、私、直接知らないんで。私が、以前、PTA、あまりしたことはないんですけど、PTA入ったときに、やっぱり女性が出てきて、女性のほうが子供たちと接する時間も長いし、現場をよく知ってるんですね。議論は、男性が言うのは高所から見た、外から見た型しかできないけど、女性というのは中をよく知っているんで、本当に子供たちにきめ細かい意見とか出てました。

なので、今回、3名の方、また女性になるということですので、教育行政が、また、子供たちの目線に合った形で進めていただけたらと思って賛成させていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時14分散会
